保険セクターの国際的な規制の動向

（Vol. 70, 2026 年 4 月～5 月）

※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、合同会社デロイト トーマツの公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2026 年 4 月～5 月）

内容

A: EIOPA、投資性保険商品の収益性にかかるレポートを公表（4 月 1 日） 3

B: 印 IRDAI、情報・サイバーセキュリティ・ガイドラインを改正（4 月 8 日） 4

C: EIOPA、保険のプロテクション・ギャップにかかる論点書を公表（4 月 9 日） 5

D: 加 OSFI、2026 年のリスク見通しを公表（4 月 14 日） 6

E: EIOPA、再保険のリスク移転にかかるガイダンス（案）を公表（4 月 15 日） 8

F: 英 PRA、2026 年の監督上の優先課題を公表（4 月 17 日） 9

G: EIOPA、保険会社の破綻処理にかかる監督基準案を公表（4 月 24 日） 11

H: IAIS、保険商品の価値にかかる論点書（案）を公表（4 月 28 日） 12

I: 英 PRA、資産集約型再保険の回収可能額の計算にかかる規制（案）を公表（4 月 29 日） .. 13

J: FSB、システム上重要な保険会社にかかるガイダンスを公表（4 月 29 日） 14

K: 豪 APRA、金融機関に対して AI リスクの管理の強化を要請（4 月 30 日） 16

A: EIOPA、投資性保険商品の収益性にかかるレポートを公表（4 月 1 日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、リテール向けの投資性の保険商品のパフォーマンスとコストにかかるレポートを公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

概要	• 本レポートは、2020年1月～2024年12月の期間における、欧州連合（EU）のリテール向けの投資性の保険商品のパフォーマンスとコストにかかる全体像を示すもの。対象となる保険商品には、ユニットリンク、有配当（profit participation）、ハイブリッド（ユニットリンクと有配当のそれぞれの要素の組合せ）、個人年金保険が含まれる。 • EIOPAは、保険会社175社（欧州経済領域（EEA）におけるユニットリンクおよび有配当保険商品の保険料の6割超を占める。）を対象として調査を行い、約6,000の商品についてそれらのパフォーマンスとコストを分析した。 • 上記の調査は、「パッケージ型のリテールおよび保険ベースの投資商品（packaged retail and insurance-based investment products：PRIIPs）」規制の下で作成される重要情報書類（KID）のデータを使用している。なお、KIDにおけるコスト情報は実際のコストより相対的に高くなる可能性はあるものの、EIOPAは、一貫性と比較可能性の観点から、このアプローチを採用している。
主な発見事項	• 保険ベースの投資商品（IBIPs）市場の状況 - 消費者は、2024年において、リスクが低いもしくは中程度（low to medium risk rating）の商品を購入している。推奨される保有期間（recommended holding period：RHP）は、EUメンバー国において区々であるものの、平均RHPは、ベルギー、フランス、アイルランド、イタリア、ポルトガルなどでは7年未満、チェコ、フィンランド、ドイツなどでは18年から24年となっている。 - バンカシュアランスは、依然として、主たる販売チャネルとなっており、保険料収入の約7割を占める。他方で、オンライン・チャネルは、保険料収入の2.4%を占めるに留まっている。 • 商品のパフォーマンスにかかる主なトレンド - ユニットリンク型の商品は、2024年において、リスクが中低の商品では平均で7.5%、リスクが高の商品では同16.9%と、ポジティブなネット・リターンを提供しているものの、その水準は商品によって区々である。 - 有配当型の商品は、2.3%のネット・リターンを提供している。その水準は、他のIBIPsと比べると低いものの、複数年を通じて持続的なリターンとなっている。 - 2020年から2024年の間において、リスクが中低の商品は、名目ベースでは2％程度のリターンを提供しているものの、インフレーションを加味した実質ベースではネガティブなリターンとなっている。リスクが高の商品では、少数の商品は、実質ベースでもポジティブなリターンを提供している。 - よりリスクが低い商品は、インフレーションへの耐性は弱いものの、安定的なリターンを提供し、また、元本を保証するというその商品特性は、リスク回避的な消費者にアピールし

	得る。 • コストにかかるトレンド - ユニットリンク型の商品のコストは、2024年において、平均で8ベーシス・ポイント低下した。このことは、商品の監督とガバナンス（Product Oversight and Governance）と保険料に見合う価値の提供（Value for Money）という監督上の取組みと一貫するものである。他方で、コストの低下の程度は、保険会社によって区々である。

インプリケーション：本レポートは、欧州における投資性の保険商品の収益性を分析した、興味深い内容のレポートであると言える。同レポートは、「商品の監督とガバナンス（プロダクト・ガバナンス）」や「保険料に見合う価値の提供」という監督上の取組みの進展が保険契約者のベネフィットの向上につながった側面があると分析しており、そうであるとすれば、そのような監督上の取組みが日本においてもがさらに進展することが期待される。

（参考）EIOPA 'EIOPA report shows overall positive net returns, although the wide variation amongst products underscores the importance of target markets'

B: 印 IRDAI、情報・サイバーセキュリティ・ガイドラインを改正（4 月 8 日）

■ インド保険規制開発庁（IRDAI）は、2023年に公表した保険会社向けの情報およびサイバーセキュリティにかかるガイドライン（Information and Cybersecurity Guidelines）を改正した。主な改正の内容は以下のとおり。

項目	改正後の内容
統治機構（Governing Board）	• 情報セキュリティ・リスク管理委員会（Information Security Risk Management Committee：ISRMC）は、少なくとも、四半期に1回開催されなければならない。
取締役会	• 取締役会は、以下の事項を行わなければならない。 - 情報およびサイバーセキュリティに十分な予算を配賦すること。 - 年次のサイバー・アシュアランス監査レポートおよびリスク・レポートにおいて指摘された事項のステータス・アップデートを受けること。 - 対応が必要な事項（observed gaps）を解決するためのタイムラインを承認し、それらが報告から12か月以内に解決していることを確保すること。
CISOおよびCTO	• チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）、チーフ・テクノロジー・オフィサー（CTO）について、それぞれ、以下の事項を確保しなければならない。 - CISOは、ITファンクションの長から直接レポーティングを受けず、また、ビジネス上の目標を有しないこと。また、CISOは、シナリオ・ベースのインシデント対応計画を策定し、実施すること。 - CTOは、社内外の監査やリスク評価において特定された脆弱性がタイムリーに対応されることを確保すること。
ITSC	• 保険会社は、ITおよびビジネス・ファンクションのシニアなメンバーで構成されるIT運営委員会

	（IT Steering Committee：ITSC）を設置しなければならない。 • ITSCは、ビジネス上のニーズと整合したIT戦略を策定する上で取締役会を支援すること、強固なITのアーキテクチャの実践を確保すること、事業継続や災害復旧の枠組みの実効的な実施とガバナンスを確保すること等を行わなければならない。

インプリケーション：本改正ガイドラインは、保険会社等に対して、情報セキュリティおよびサイバーセキュリティのさらなる強化を求めるものとなっている。同国に拠点を有する日本の保険会社には、現地の拠点が本改正ガイドラインを満たすことができるよう、必要に応じて対応を行うことが期待される。

（参考）IRDAI 'IRDAI Information and Cybersecurity Guidelines, 2026'

C: EIOPA、保険のプロテクション・ギャップにかかる論点書を公表（4 月 9 日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）と欧州安定メカニズム（European Stability Mechanism：ESM）は、大規模な自然災害リスクの管理にかかるディスカッション・ペーパー（DP）を公表した。同DPの主な内容は以下のとおり。

背景と目的	• 大規模な自然災害リスクを欧州で共有する仕組みは、財政予算への負荷を軽減し、社会のコストを低減し得る。本DPは、追加的な補償を提供するために設計される潜在的なソリューションについて分析する。 • 本DPの目的は、欧州のリスク・シェアリング・メカニズムの構築の可能性にかかる議論に対して技術的なインプットを提供すること。本DPは、また、欧州のリスク・シェアリング・メカニズムの潜在的な規模と実効性を定量化することによって、政策上の議論をサポートする。
プロテクション・ギャップの推計	• 保険のプロテクション・ギャップの程度は、国によって大きな差異がある。プロテクション・ギャップが高い国には、イタリア、ギリシャ、ブルガリア、ポルトガル、スロベニア、ルーマニアなどがある。他方で、損害の20%未満が非付保であるようなギャップが小さい国は、フランス、スペイン、ベルギーなど。 • なお、過去の実績をベースとして算出したプロテクション・ギャップの水準は、モデルを用いて算出したプロテクション・ギャップの水準と異なる可能性がある。モデルを用いる場合、経済的な損害の約50%が付保されていると推計される。他方で、過去の実績に基づく場合、その水準は約25%となる。
リスク・シェアリング・メカニズム	• 大規模な自然災害リスクが地理的に分散可能であることを勘案すると、そうしたリスクを欧州レベルでプールする仕組みを構築することが考えられる。それによって、不動産にかかる保険のプロテクション・ギャップは、欧州レベルで約10％低減され得る。 • 欧州プール（European pool）の導入は、保険会社や各国のスキームが、現在付保されていない部分にまでその付保の対象を拡大することを支援し得るものとなる。 • リスク・プーリングの仕組みには、一定の閾値を超える損害がプールによってカバーされる超過損害（excess-of-loss）の取決め（Cat XL）や、比例負担（quota share：QS）とCat XLのハイブリッドなど、様々なものが考えられる。QSを入れることで、プライベート・マーケットや各国のスキームからより多くの貢献が期待できるとともに、ボラティリティの低減や安定性の増加にも資することとなる。また、保険リンク証券の発行と組み合わせることで、プールの規模をより小さ

	くすることも可能となる。 • 保険プールに対するローン・ベースのバックストップ装置（loan-based backstop facility）は、リスク・シェアリングの仕組みを強化し得るものとなる。バックストップ装置は、リスク・シェアリング・プールと併設される必要がある。プールは、資本市場や再保険を通じて自己調達を行い、バックストップ装置は、プールにローンを提供する形で設計され得る。バックストップ装置に求められる規模は、100億ユーロから650億ユーロが想定され得る。
結論	• 欧州の巨大自然災害のリスク・プールは、ローン・ベースのバックストップ装置との組合せで、保険のプロテクション・ギャップを効率的に大きく低減し得る。その枠組みにおいて、ローン・ベースのバックストップ装置は、財務上のセーフティ・ネットの役割を果たす。 • そうした枠組みは、元受保険会社にとっての再保険コストの安定性を高め得る。そのことは、保険契約者の利益にもなる。また、家計や企業などの需要サイドから見ても、このような枠組みは、消費者の信頼を高め得るものとなる。 • このような枠組みは、より広い枠組みの中に取り込まれる必要がある。その意味で、①キャット・ボンド等の資本市場のソリューションとプールとの統合、②分散効果や大規模自然災害の個々のプールの構成員への再配賦、③適応の方針や供給サイドの施策の検討、などの観点について、今後より踏み込んだ検討が必要である。

インプリケーション：世界の多くの国・地域で自然災害の頻度や規模が増している中、拡大する保険のプロテクション・ギャップへの対応が社会的な課題となっている。本レポートは、保険のプロテクション・ギャップに対応する手段の一つとして、パブリック・セクターも関与するリスク・シェアリング・メカニズムの構築を提言している。日本においてもプロテクション・ギャップにかかる認識が高まる中、官民が連携する形でリスク・シェアリングに関する議論が行われていくことが期待される。

（参考）EIOPA 'EIOPA and ESM staff propose mechanism to better manage fallout from outsized natural catastrophes'

D: 加 OSFI、2026 年のリスク見通しを公表（4 月 14 日）

■ カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、「2026～2027年の年次リスク見通し（Annual Risk Outlook）」と題するレポートを公表し、その中で、①不動産担保融資（real estate secured lending：RESL）にかかるリスク、②ノンバンク金融機関（NBFI）にかかるリスク、③資金調達と流動性のリスク、をトップ・リスクとして特定した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

RESLにかかるリスク	• 通商の不確実性、コモディティ価格のボラティリティ、雇用にかかるリスク、消費者の信頼度の鈍さ（sluggish consumer confidence）などを含む経済的な鈍化（economic pressure）が継続していることから、住宅市場の活動は依然として活発ではない（remain muted）。 • OSFIは、債務者（borrower）の財政状態が悪化していることから、今後2年間において住宅用不動産融資の返済の滞納やデフォルトがより高まると考えている。また、金利が上昇している中、2027年までに住宅ローンの総額の52%が借換えを迎えることから、OSFIは、その動向に懸念を有している。

	• OSFIは、住宅市場の動向、特に、住宅ローンの滞納の傾向を注意深くモニタリングするとともに、貸し手が適切に与信にかかるリスクを評価しているか否かを評価する。後者について、OSFIは、信用リスク管理にかかるガイドラインに住宅ローン融資にかかる監督上の期待を盛り込むことを考えている。
NBFIにかかるリスク	• カナダの金融機関は、レバレッジ取引（leveraged trading）の戦略を採択しているファンドやその他のNBFIsに対してレバレッジを提供している。それらの金融機関は、ストレス時には、カウンターパーティ・リスクやマージン紛争（margin disputes）、流動性の逼迫などに直面し得る。 • カナダの金融機関は、プライベート・キャピタル・ファームやその投資先に対する資金の出し手となっているほか、プライベート・キャピタル・レンダーと融資において競合する関係にある。また、カナダの銀行は、シンセティック・リスク・トランスファー等を利用して自身の与信ポートフォリオにクレジット・プロテクションを提供するため、より一層NBFIsを利用するようになっている。 • OSFIは、NBFIsと伝統的な金融機関との間の複雑な関係や市場の依存関係をより良く理解するため、調査や分析を強化する。また、OSFIは、金融機関のNBFIsに対するエクスポージャー、リスク格付のアプローチ、ガバナンスのプロセスをレビューしている。
調達と流動性のリスク	• 金融市場に対する地政学上のプレッシャーや潜在的な波及効果（knock-on effects）は、引き続き、流動性に対して脅威をもたらすものとなっている。カナダの金融機関は、外貨の資金調達市場と依存関係を有しており、グローバル・マーケットにおけるショックの影響を受けることとなる。また、国内経済に対するショックは、金融機関の資金調達コストの増加等につながり得る。 • OSFIは2026年、銀行の緊急的な資金調達（contingency funding）や再建計画のレビューを行うほか、銀行向けの流動性リスクにかかるガイダンスの作業を進展させる。
その他のリスク	• OSFIは、上記の3つに加え、ホールセールの信用リスク、AI、サイバーとテクノロジー、完全性（integrity）とセキュリティ、サードパーティ・リスクにかかる取組みを進める。

■ また、OSFIは、同レポートにおいて、2026年～2027年の監督上の優先課題を提示している。そのうち、保険会社にかかる優先課題の概要は以下のとおり。

ビジネス・リスク	• OSFIは、AIの中核的なオペレーションへの統合を含む、保険会社の戦略上の方向やビジネス・モデルの進化を注視する。また、地政学上のリスクやインオーガニックな成長に関連する執行リスク（execution risks）の評価を行う。 • 国際的に活動する保険グループ（IAIGs）については、関係する国の当局と緊密に連携する。
財務上のレジリエンス	• OSFIは、いくつかの保険会社のORSAのレビューを行うほか、プライベート・クレジットを含む、保険会社の資産運用リスクのレビューも実施する。 • いくつかの損害保険会社について、サイバー保険の引受や保険引受におけるAIの保障にかかるモニタリングを行う。加えて、いくつかの生命保険会社について、保険契約者の行動リスク、資産と負債の管理、流動性リスクの評価を行う。

	• その他、すべての保険会社について、巨大災害リスクに対するレジリエンスをモニタリングする。
オペレーショナル・レジリエンス	• OSFIは、いくつかの保険会社について、サイバーおよびテクノロジー・リスクのレビュー、ならびに、AIのリスク管理にかかるモニタリングを行う。また、大規模な保険会社については、インテリジェンス主導型のサイバー・レジリエンス・テスト（intelligence-led cyber resilience testing）を実施するほか、すべての保険会社について、サイバー・インシデントへの対応のレビューおよびサイバー攻撃に対する準備状況（cyber preparedness）の評価を行う。

インプリケーション：年次のリスク見通しについては、伝統的な金融機関とNBFIsとの相互関連性に言及している点が注目に値する。また、保険セクターにかかる監督上の優先課題では、プライベート・クレジットを含むオルタナティブ資産での運用に言及しており、当該領域における国際的な議論や監督上の取組みがさらに進展することが期待される。

（参考）OSFI 'OSFI reintroduces non-bank financial institution risk in its latest Annual Risk Outlook'

E: EIOPA、再保険のリスク移転にかかるガイダンス（案）を公表（4 月 15 日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、7月17日を期限として、比例再保険の取扱いにかかる意見書に対する付属文書（案）を市中協議に付した。同付属文書案の主な内容は以下のとおり。

背景と目的	• EIOPAは2021年7月、保険会社によるリスク低減技術の利用に関する意見書を公表し、特に、ソルベンシー資本要件（SCR）とリスクの移転との間の一貫性について、リスク低減技術の評価にかかるガイダンスを提供した。 • その中で、EIOPAは、再保険の利用が、移転されるリスクの程度と整合（commensurate）しない形で、もしくは、そのプロセスにおいて獲得される新たなリスクのSCRにおける不適切な取扱いによってSCRの削減につながる場合、保険会社および再保険会社は、そのようなリスク低減技術はリスクの実質的な移転を提供するものではないと結論づけるべきである、との見解を示している。 • 本付属文書案は、変動再保険手数料（variable commissions）、ロス・コリドー、ロス・リミットなどの、整合性（commensurateness）を低減する特性を有する比例再保険について、同意見書における詳細なガイダンスを提供することを目的とするものである。 • EIOPAは、スライディング・スケール（sliding-scale）手数料や利益戻し（profit commission）などの変動再保険手数料、ロス・コリドー、ロス・リミットは、移転されるリスクの量を大きく制限し、また、標準フォーミュラの下でのリスクの移転と資本の解放との間のバランスである整合性を損ない得る、と考えている。
追加的なガイダンス（案）	• 重要な比例再保険の取決めの適正性について保険数理機能が行う評価において、保険会社は、整合性を低減する特性がリスクの移転と資本の解放（capital release）の間の整合性に抵触するか否かを評価することが期待される。仮に、そうした整合性が損なわれる場合、再保険特約のリスク低減効果は、標準フォーミュラにおいて認識されるべきではない。 • 保険会社は、標準フォーミュラにおける前提条件と自身のリスク・プロファイルとの乖離の評価を、ORSAにおいて行うことが期待される。それには、比例再保険特約にかかる整合性を低減する特性の影響を含む。

	• 保険会社は、すべてのリスク低減技術を検討する際、整合性が存在することを確保すべきである。

インプリケーション：再保険取引におけるリスクの移転については、国際的には、資産集約型再保険の文脈でも議論が行われているところである[1]。本付属文書は、保険会社に対して、リスクの移転を適切に評価するよう求めており、したがって、保険会社の保険計理人や外部監査人には、そのような規制の意図も踏まえ、リスクの移転や回収可能性について適切な評価を行うことが期待される。

（参考）EIOPA 'EIOPA opens consultation on the treatment of proportional reinsurance treaties with features that jeopardise the effectiveness of risk transfer'

F: 英 PRA、2026 年の監督上の優先課題を公表（4 月 17 日）

■ 英国健全性規制機構（PRA）は、2026年～2027年の監督上の優先課題や戦略を定めたビジネス・プランを公表した。同ビジネス・プランについて、特に、保険セクターに関連する事項の主な内容は以下のとおり。

PRAの責務	• PRAの主たる目的は、①金融機関の安全性と健全性を促進すること、②保険契約者を保護すること、の二つ。従たる目的は、①金融マーケットの実効的な競争を促進すること、②英国経済の国際的な競争力を高め、その中長期的な成長を促進すること、の二つ。
被規制金融機関の概要	• PRAの監督を受けている金融機関の概要は以下のとおり。 - 金融協同組合（credit unions）352社 - 銀行284社 - 住宅金融組合42社 - 指定投資業者8社 - 損害保険会社369社 - 生命保険会社99社 - ロイズのマネージング・エージェント58社 - 複合保険会社38社 - 保険特別目的会社（ISPV）4社
戦略上の優先課題	• 優先課題1：銀行および保険セクターの安全性と健全性を維持し、また、そのレジリエンスを確保すること。 • 優先課題2：新たなリスクの特定および国際的な方針の策定において先頭に立つこと。 • 優先課題3：競争力があり、ダイナミックで、革新的なマーケットをサポートするとともに、国際的な競争力と成長を促進すること。 • 優先課題4：中央銀行内において、包摂的で、効率的で、機敏な（responsive）規制当

[1] 資産集約型再保険にかかる最近の規制・監督の動向については、「資産集約型再保険をめぐる最近の規制・監督の動向/ Asset-intensive reinsurance and recent regulatory developments」も参照されたい。https://www.deloitte.com/jp/ja/Industries/financial-services/perspectives/life-insurance-sector.html

	局を運営する。
保険セクターの優先課題	• 資産集約型再保険（funded reinsurance） - PRAは、引き続き、資産集約型再保険の利用の増加を認識している。金融政策委員会（Financial Policy Committee：FPC）は、資産集約型再保険の利用が増加することは、適切に管理されない場合、英国の生命保険セクターにおけるシステミック・リスクが高まることとなり得る、と考えている。 - PRAは、資産集約型再保険にかかる資本規制が、一貫性があり、かつ、リスク感応的であることを確保するため、引き続き、政策措置について検討する。PRAは、2026年もしくは2027年に、その政策上のアプローチを市中協議に付すことを予定している。 • 代替的な資本 - 英国の生命保険セクターには、経済成長を支えるという重要な役割がある。同セクター自体は引き続き頑健であるものの、いくつかの生命保険会社にとっては、上場株式や債券などの伝統的な資本のソースはアクセスし辛くなっている、もしくは、その魅力が低下しているとの声もある。 - PRAは、2025年11月に市中協議に付したディスカッション・ペーパー「代替的な生保の資本：生命保険セクターにおけるイノベーションのサポート」[2]に対して寄せられたコメントも踏まえ、新たな形態の資本の利用が可能となるよう、現行の保険規制の枠組みの変更の余地を検討する。 • 英国のキャプティブ保険の制度の整備 - キャプティブ保険は、事業会社等の自家保険やリスク管理のための手法である。PRAと金融行為規制機構（FCA）は2025年7月、財務省が提案した英国のキャプティブ保険市場の成長のための計画[3]に賛意を表明している。PRAとFCAは、同計画をサポートするため、リスク・ベースの認可と規制の枠組みを整備している。 - PRAは、英国のキャプティブ保険の制度にかかる政策（案）を2026年後半に市中協議に付す予定である。 • 動的な損害保険ストレス・テスト（DyGIST） - PRAは、2026年上半期に、損害保険会社を対象とした動的な（dynamic）ストレス・テストを行う予定である。 • 保険特別目的会社 - PRAは2025年7月、英国の保険特別目的会社（Insurance special purpose vehicles：ISPVs）の規制上の枠組みを改正した。PRAは、2026年から2027年にかけて、財務省と協力し、規制および法令上の枠組みが国際的に競争力のあるセクターをサ

[2] 同 DP の主な内容は、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 65, 2025 年 11 月～12 月）」記事 C を参照。
https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/industries/financial-services/2025/ins-regulation-vol65.pdf
[3] 同案の主な内容は、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 61, 2025 年 7 月～8 月）」記事 E を参照。
https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/industries/financial-services/2025/ins_regulation_vol61.pdf

	ポートすることと整合していることを確保するため、必要な作業を行う。
複数のセクターに関係する優先課題	• 金融セクター全体の探索的なシナリオ分析 - イングランド銀行は、PRAのサポートの下、第2回目の金融システム全体の探索的なシナリオ分析（system-wide exploratory scenario）を実施しているところ。PRAは、イングランド銀行と連携し、プライベート・マーケットにおける銀行、保険会社およびノンバンクの活動が、グローバルのストレス下において、そのポートフォリオ、資金調達および資産の評価の実務をどのように調整し得るのかを評価する。 • オペレーショナル・リスクとレジリエンス - PRAは、2026年から2027年にかけて、サイバー・レジリエンスのケイパビリティを評価するため、金融機関のオペレーショナル・レジリエンスにかかる自己評価のレビューを継続する。

インプリケーション：資産集約型再保険を始めとして、英国の保険セクターの優先課題として掲げられている事項は、その多くが日本にも関連するものであると言える。その意味で、英国における監督上の取組みは、日本にも有益な示唆を提供し得るものと思料され、したがって、こうした取組みの進展をフォローしていくことは有意であると考えられる。

（参考）PRA ‘Prudential Regulation Authority Business Plan 2026/27’

G: EIOPA、保険会社の破綻処理にかかる監督基準案を公表（4 月 24 日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、保険再建・破綻処理指令（IRRD）の下での破綻処理カレッジの機能と破綻処理計画のための報告要件にかかる技術的な基準（案）を欧州委員会（EC）に提出した。そのうち、破綻処理カレッジの機能にかかる規制上の技術的な基準（案）の主な内容は以下のとおり。

破綻処理カレッジの運営	• 破綻処理カレッジのメンバーとオブザーバー - グループ・レベルの破綻処理当局は、ある破綻処理当局（第三国の破綻処理当局を含む。）をオブザーバーとして破綻処理カレッジに招こうとする場合、その旨を破綻処理カレッジのメンバーの同意を得なければならない。 • 破綻処理カレッジの運営 - 破綻処理カレッジのメンバーは、少なくとも2年に一度、会合を行わなければならない。
グループの破綻処理計画と破綻処理のし易さ	• グループの破綻処理計画と破綻処理のし易さの評価（resolvability assessment）にかかる共同の意思決定のプロセス - 子会社の破綻処理当局は、グループの破綻処理当局に対して、グループの破綻処理計画および破綻処理のし易さの評価についてインプットを提供しなければならない。 - グループの破綻処理当局は、上記のインプットも勘案し、グループの破綻処理計画（案）を作成しなければならない。 - 同案について共同の意思決定が行われない場合、子会社の破綻処理当局は、自身の意見を文書で示すとともに、グループ・レベルの破綻処理当局は、自身の決定を破綻処理カレッジのメンバーに対して通知しなければならない。

	- グループ・レベルの破綻処理当局は、破綻処理のし易さに対する実質的な障害を認めた場合、共同の意思決定のプロセスを一時中断し、その決定を破綻処理カレッジのメンバーに通知しなければならない。
クロスボーダーの破綻処理	• グループの破綻処理のスキーム - グループ・レベルの破綻処理当局は、グループの破綻処理のスキームの必要性を評価した上で、その要否を決定しなければならない。

インプリケーション：欧州では、保険会社の再建および破綻処理にかかる規制・監督上の枠組みの整備が最終局面を迎えつつある。欧州における保険資本規制であるソルベンシーIIと思想を同じくする経済価値ベースのソルベンシー規制を導入した日本においても、こうした枠組みの整備が行われることが期待される。

（参考）EIOPA 'EIOPA submits draft technical standards on the functioning of resolution colleges and on reporting requirements for resolution plans under IRRD'

H: IAIS、保険商品の価値にかかる論点書（案）を公表（4 月 28 日）

■ 保険監督者国際機構（IAIS）は、7月28日を期限として、「保険商品から価値を受ける消費者にかかる論点書」（案）を市中協議に付した。同論点書（案）の主な内容は以下のとおり。

価値の評価における課題	• 消費者が保険商品を購入する時にその価値を評価する際の課題には、以下のものが含まれる。 - 保険商品の購入の意思決定は頻繁には行われないこと、感情的な考慮、保険の無形性などにより、保険商品の価値を評価することは、認知的に複雑なものとなり得る。 - 消費者は、保険商品の特性や免責、保険料の構造を理解することが困難であることが多く、そのことは、意思決定にネガティブな影響を与え得る。 - 過信、現在志向バイアス、フレーミング効果などの行動上のバイアスは、消費者が情報に基づき選択を行うことをより一層複雑なものとし得る。
価値を損なう要因	• 保険が提供する価値が損なわれ得る要因には、以下のものが含まれる。 - 特に、商品に適合性がない場合や予期しない免責条項を含んでいる場合、または、商品の選択に際して複雑な意思決定が求められる場合、消費者のニーズと商品のベネフィットの不一致が価値の低下につながり得る。 - 透明性の欠如、価格の差別、約した価格で提供しないことなど、保険料にかかる事項は、消費者の信頼を損ない、保険の価値を低下させ得る。 - 抱合せ販売、高い手数料、募集における利益相反は、コスト高につながり、また、商品の真の価値を分かりづらくし得る。
価値を高める要因	• 保険の価値を高め得る要因には、以下のものが含まれる。 - より安全な行動やリスクの低減施策に対する保険料のディスカウントなどの、リスクの低減に応えるような商品を設計すること。

	- プロセスの最適化やタイムリーな保険金の支払いなど、保険金支払い請求の処理を顧客本位に行うこと。 - 商品の特性や変化する消費者のニーズへの対応において柔軟性を確保すること。
採り得る監督上のアプローチ	• 保険会社と保険仲介者は、消費者に価値を提供する保険商品を販売する責任を負っている。監督当局は、保険金の支払い比率やガバナンスのレビュー、保険商品のパフォーマンス指標などを評価し、モニタリングすることにより、保険商品が消費者の期待を満たしているか否かを精査し得る。

インプリケーション：IAISの論点書は、新たな国際基準を提供するものではない。他方で、欧州等における「保険商品が保険料に見合った価値を提供しているか（Value for Money）」という議論が国際的に行われるようになったという点において、本論点書の作成は有意義な取組みであると言える。日本においても、顧客本位の業務運営等の文脈で、手数料等の各種コストにかかる透明性の確保を含め、こうした議論が行われることが期待される。

（参考）IAIS 'Public consultation of Issues Paper on customers receiving value from insurance products'

I: 英 PRA、資産集約型再保険の回収可能額の計算にかかる規制（案）を公表（4 月 29 日）

■ 英国健全性規制機構（PRA）は、7月31日を期限として、資産集約型再保険にかかる期待回収不能額の計算にかかる規制（案）を市中協議に付した。同市中協議案の主な内容は以下のとおり。

背景	• 近年、PRAは、英国の生命保険市場において、一括買取年金（bulk purchase annuity：BPA）事業をサポートするための資産集約型再保険（funded reinsurance）の利用に対するアペタイトが高まっていることを認識している。最近では、新規のBPA事業の約15%が資産集約型再保険の取決めを通じて出再されている。 • PRAは、資産集約型再保険取引のカウンターパーティの多くが類似のクレジット・フォーカス型のビジネス・モデルを有していると考えている。また、PRAは、そうした資産集約型再保険の取決めにかかる担保において、流動性が低く、プライベート・クレジットに関連する資産の割合が高まっている傾向にあると認識している。 • PRAは、こうしたマーケットの状況は、適切に対応されない場合には、英国の元受保険会社のバランスシートにおけるカウンターパーティ・リスクの過小評価やエクスポージャーの相関を通じて、英国の生命保険マーケットにおいてリスクが急速に集積する可能性を懸念している。 • 加えて、PRAは、いくつかの生命保険会社が、より低い水準の長寿リスクの移転を伴う、新たな形態の資産集約型再保険に関心を向けていることを理解している。このような取引は、経済的に類似する資産と比べ、資産集約型再保険が有利に取り扱われていることを示している。 • PRAは、現行のソルベンシーUKにおける資産集約型再保険の取扱いが、経済的に類似する資産の取扱いと整合しておらず、したがって、それらの取決めの本質的なリスクを適切に反映していないと考えている。こうした不一致は、資産集約型再保険を介した資産運用に対する誘因を生じさせる。
PRAの提案	• 資産集約型再保険の定義

	- 資産集約型再保険とは、保険会社が、長期の保険事業のクラスIに該当する保険契約から生じる年金債務、もしくは、長期の保険事業のクラスVIに該当する保険契約から生じる債務に関連する信用リスクもしくは市場リスクを再保険会社に対して移転する再保険契約を言う。 • 期待回収不能額（counterparty default adjustment：CDA）の計算 - 資産集約型再保険からの回収可能額にかかるCDAは、金融機関の社債に対する基本スプレッド（fundamental spread）と等しくなければならない。その計算に際し、保険会社は、基本スプレッドに対する適切な格付区分（credit quality step）を決定し、必要な調整を加えた上で、資産集約型再保険からの再保険回収のタイミングに従って、基本スプレッドのデュレーションを決定する。 • 新たな規制の適用範囲 - 上記のCDAの計算にかかる規制は、2026年9月30日以前の資産集約型再保険やグループ内の資産集約型比例再保険（※）には適用されない。（※intra-group quota share funded reinsurance。保険会社と再保険会社が同一のグループに所属していること、資産集約型再保険がグループ・レベルでの余剰資本の増加につながらないこと、資産集約型再保険に関連する事業のリスクの少なくとも50%が保険会社によって保持されること等の要件を満たす再保険を言う。）

インプリケーション：資産集約型再保険について、いわゆる第1の柱で対応しようとしている点において、本規制案は注目に値する。

（参考）PRA ‘CP8/26 – Funded reinsurance’

J: FSB、システム上重要な保険会社にかかるガイダンスを公表（4 月 29 日）

■ 金融安定理事会（FSB）は、「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」における再建および破綻処理にかかる要件の適用範囲（システム上重要な保険会社）を決定するためのガイダンスを公表した。同ガイダンスの主な内容は以下のとおり。

背景	• FSBは2022年、グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の指定を停止し、「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性（Key Attributes：KAs）」の適用対象となる保険会社の範囲を決定するためのアプローチを示すガイダンスを作成することを宣言した。本ガイダンスは、それに相当するもの。
4つのガイダンス	• 1　現行のKAsの基準：破綻した場合（upon failure）にシステム上重要（significant or critical）となり得る、または、破綻時に金融安定に影響を及ぼし得る保険会社は、KAsにおける再建および破綻処理計画（RRP）にかかる要件に従う。 • 2　当局による評価：保険会社の破綻処理もしくは監督当局は、定められた閾値に基づき、どの保険会社がシステム上重要となり得る、または、金融安定に影響を及ぼし得るかを評価する。 • 3　評価の閾値：上述の閾値は、保険会社の特性、規模、複雑さ、代替可能性、クロス

	ボーダーの活動、および、相互関連性を勘案する。 • 4　固有の状況：以下の場合には、保険会社は、RRPの要件に従う。 - 以下の3つの要素を満たす重要な機能（critical function）を提供している。 ✓ 当該機能が、保険会社からグループ内会社でないサードパーティに提供されている。 ✓ 当該機能の提供の中断が、金融システムおよび（もしくは）実態経済に重大な影響をもたらす可能性がある。 ✓ 当該機能が、合理的な時間内に合理的なコストで代替可能でない。 - その破綻が、多くの保険契約者に多大な影響を及ぼす、あるいは、保険セクターに対する信頼を損ない得るなど、自国の金融システムおよび（もしくは）実態経済に重大な影響をもたらす可能性がある。
評価の閾値の例	• 特性 - ビジネス・モデルの特徴、ビジネス・ライン（生保、損保、再保険等）、非伝統的もしくは非保険活動への関与の程度、デリバティブの利用、レバレッジ、収益性の水準、バランスシートの構造（デュレーション・ミスマッチや資産・負債の構造）、保険商品の種類等 • 規模 - 総収入、個別のビジネス・ラインにおけるマーケット・シェア、保険負債の規模、再保険活動の規模、職員の数や支店のネットワークの規模等 • 複雑さ - グループ内の法人の数、複雑な金融商品（デリバティブ等）の利用、非流動資産へのエクスポージャー、資本および流動性の管理の地域分散の程度、OTCデリバティブの利用、グループ内の相互依存関係等 • 代替可能性 - 主要な保険もしくは金融サービスにおけるマーケット・シェア、同一の商品やサービスの代替的な提供者の利用可能性、集中度、保証の提供における役割等 • クロスボーダーの活動 - 外国における支店もしくは子会社のプレゼンス、国外の収益、活動拠点を有する国・地域の数、外国における保険料収入の割合、外国における資産もしくは負債のシェア等 • 相互関連性 - 再保険のエクスポージャー、金融保証の提供、カウンターパーティ・エクスポージャーにおける集中、短期調達の利用等

インプリケーション：（記事Gのインプリケーションを参照）

（参考）FSB ‘Scope of Insurers Subject to the Recovery and Resolution Planning Requirements in the FSB Key Attributes: Final Report’

K: 豪 APRA、金融機関に対して AI リスクの管理の強化を要請（4 月 30 日）

■ オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、いくつかの銀行や保険会社等を対象として2025年後半に実施したAIにかかる実態調査からの発見事項を踏まえ、金融機関に対して、AI関連のリスクを相当程度強化（step-change）することを要請した。同要請の主な内容は以下のとおり。

情報セキュリティ	• 金融機関は、情報セキュリティの脆弱性やそれに対する脅威を能動的に管理すべきである。それには、以下のことを含む。 - AIへの依存（reliance）がオペレーショナル・レジリエンスや事業の継続に与え得る影響を評価すること。AIが重要なオペレーションにおいて利用されている場合、信頼できる代替プロセス（fallback processes）を用意する必要がある。 - AI固有の脅威や攻撃の経路に実効的に対応できるセキュリティ上の統制やケイパビリティを確保すること。これには、強固な特権アクセスの管理、タイムリーなパッチング、ペネトレーション・テスト等が含まれ得る。 - AIが生成するコード、ソフトウェア、ライブラリについて、頑健なセキュリティ・テストを実施すること。
ガバナンス	• 金融機関は、最低限以下の事項を含む、一貫したガバナンスの体制を構築すべきである。 - 安全で、責任があり、持続可能なAIの利用を促進するための枠組み（方針や基準等）やレポーティング・ライン - AIのライフサイクル全般にわたるオーナーシップと説明責任 - AIツールやユース・ケースのインベントリー - リスクが高い意思決定への人間の関与と説明責任 - AIの利用、誤利用、限界、セキュリティの実務にかかる職員の研修と教育
サプライヤーのリスク管理	• 金融機関は、サプライヤーのリスクを管理すべきである。それには、以下のものを含む。 - AIのサプライ・チェーンの全体像を「見える化」すること（重要なサードパーティやフォースパーティへの依拠を含む。） - AIのサービスにかかる十分な透明性、監査可能性および保証を提供する契約上やガバナンス上の取決めを整備すること。 - 集中リスクを積極的に管理すること。これには、重要なAIサービスのプロバイダーにかかるシナリオ分析、代替可能性や契約の終了の検討を含む。
実効的な保証	• 金融機関は、実効的な保証のメカニズムとアプローチを採択すべきである。これには、以下のものを含む。 - グローバルで定評のある統制の枠組みを実装すること。 - サイバーセキュリティ、データ・ガバナンス、モデルのパフォーマンス・リスク、オペレーショナル・レジリエンス、プライバシー、コンダクト・リスクにわたる統合的な保証を適用すること。

	- 2線のリスク管理や3線の内部監査機能が、AIシステムを独立的に評価することができるケイパビリティやツールを有していることを確保すること。

インプリケーション：日本においても金融監督当局等のサイバーセキュリティに対する警戒感がより一層高まっているとの報道もあるところ、金融機関には、サイバーセキュリティに必要なリソースを割くことが求められるものとなると考えられる。

（参考）APRA 'APRA calls for a step-change in AI-related risk management and governance'

執筆者

小林 晋也／Shinya Kobayashi
マネージングディレクター
リスクアドバイザリー　ファイナンシャルサービシーズ
合同会社デロイト トーマツ

Deloitte.
デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

IS 669126 / ISO 27001

BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
https://www.bsigroup.com/clientDirectory